

島特第 870 号

令和 7 年 9 月 1 日

保護者各位

県立島尻特別支援学校

校長 岡越 猛

(公印省略)

県立学校家族休暇制度の試行について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

みだしのことについて、沖縄県教育委員会教育長より依頼を受け、本校においても、幼児児童生徒が家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入することとなりました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、本制度のご利用をご希望の場合は、届け出等を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 試行期間：令和 7 年 9 月 2 日から令和 8 年 3 月（3 学期末）まで
- 2 取得できる日数：試行期間中に 3 日間
- 3 休暇の取扱い：出席停止・忌引等（欠席にはなりません）
- 4 取得できない日
 - (1) 儀式的行事の日：始業式、終業式、入学式、卒業式
 - (2) 学校行事等のある日：学習成果発表会、運動会、修学旅行、宿泊学習
就業体験・校内実習、定期(中間・期末)テスト 等
- 5 届け出について
原則として、休暇を取得する 2 週間前までに学校に届け出をすること
※ 定めた届出期限を過ぎて届け出た場合、給食費や舎食費等が発生する場合があります。
- 6 関連資料について
下記の資料は、本校ホームページで確認できます。(マチコミでもお知らせします。)
 - (1) 保護者向け説明資料
 - (2) 保護者向け Q&A
 - (3) 保護者向けチラシ

〈本件担当〉

県立島尻特別支援学校

教頭 湧武 真也

TEL:098-998-8240